

資料編



1 九度山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 25 日
九度山町要綱第 11 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、九度山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関すること。
- (2) その他計画策定のために必要な事項の決定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、行政関係者、福祉関係者及び関係団体のうちから町長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、委員会を招集し、これを主宰する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 九度山町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名		所属
会 長	増 井 浩	総括参事
副会長	小田 信彦	九度山町社会福祉協議会事務局長
委員	松岡 美千子	障害者父母の会会長
委員	米澤 章道	九度山町身体障害者会会長
委員	下坊 陽規	九度山町老人クラブ連合会会長
委員	村上 公三 (H30.12.31 まで)	民生児童委員協議会会長
委員	永橋 正人 (H31.1.1 から)	民生児童委員協議会会長
委員	辻 正 雄	教育長
委員	横田 武志	住民課長
委員	栄迫 唯夫	福祉課長
委員	垣花 若子	保健師

(敬称略、順不同)

第 2 期九度山町福祉計画
（第 2 期九度山町地域福祉計画）
（第 2 期九度山町障がい者基本計画）

平成 31 年 3 月発行

発行者／九度山町

〒648-0101 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190

T E L／0736-54-2019

F A X／0736-54-2022

編 集／九度山町 福祉課
